

鳥取県公報

平成18年7月7日(金) 号外第107号

每週火:金曜日発行

	_
_	次
_	X17
	/ A
_	//

------公布された規則のあらまし-----

鳥取県恩給給与細則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
 - 恩給給与規則の一部改正に伴い、恩給受給権存否の調査について所要の改正を行う。
- 2 規則案の概要
 - (1) 恩給受給権調査申立書の提出期限を毎年8月末日とするほか、提出義務者について所要の規定の整 備を行う。
 - (2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月7日

鳥取県知事 片 山

鳥取県規則第68号

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則

鳥取県恩給給与細則(昭和30年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前		
(恩給受給権調査申立書)	(恩給受給権調査申立書)		
第15条 規則第34条ノ2の調査の対象者である恩給受	第15条 恩給受給者は、恩給受給権調査申立書を毎年		

給者は、恩給受給権調査申立書を毎年8月末日まで 1回、知事が定める月の末日までに提出しなければ

2 平成18年7月7	日金曜日 鳥	取県公報	(号外)第107号
に提出しなければな	らない。	ならない。	
附 則 この規則は、公布のE	日から施行する。		